

# 「広域安定供給可能なアスファルト舗装技術」に関する公募

## 公募要領

### 1. 公募の目的

国土交通省では、道路管理者や発注者による個別の対応では困難な技術開発を促進し、異分野も含め優良な技術を道路分野に積極的に導入していくことを可能とするため、道路施設に係る技術基準の性能規定化や性能を確認する方法の明示などを促進するとともに、調達時においても、性能に応じた新技術の導入を可能とすることに必要なプロセス（一般化、標準化）を技術基準類（各種技術基準、共通仕様書、設計要領等）に明確に位置づけることとしています。

そのような中、アスファルト舗装技術においては、近年頻発する地震や豪雨など自然災害による道路ネットワークの寸断時において、早期に復旧するための大量の資材供給が求められています。しかし、供給元であるアスファルト合材の製造プラント等の被災も想定されるため、広域的かつ安定的な材料の供給体制が求められています。

また、舗装ストックは増加しているものの、公共事業予算の縮減に比例し、アスファルト混合物の出荷量が減少しており、アスファルト合材製造プラントも統廃合により減少し、材料供給の空白地域が発生するおそれがあります。

さらには、自然災害激甚化の背景にある地球環境問題をはじめ、暮らしや経済など多様な観点から持続可能な開発目標の取り組みが、全世界的に求められているところです。

このため、災害時における早期の復旧やアスファルト合材製造プラントの老朽化に対応し、あらゆる地域で持続可能な体制を構築するため、広域において安定供給可能なアスファルト舗装技術について、求める性能及びその性能を確認する方法を整備するため、以下を要件として新たな舗装技術を公募します。

### 2. 公募技術

#### (1) 公募技術

『広域安定供給可能なアスファルト舗装技術』

今回公募する技術は、一定の規模を有する新規の舗装工事、あるいは基層、表層のアスファルト混合物の打ち換え工事等に用いるアスファルトの製造技術、運搬技術、施工技術等であり、緊急補修時の技術（ポットホールの穴埋めやひび割れ箇所への充填のような局所的な補修工事に用いる技術）は除く。

## (2) リクワイヤメント

- 1) 従来よりも広域への運搬が可能であること。
- 2) 通常の道路交通に求められる耐久性を有し、LCCの観点から既存技術との比較が可能な技術であること。
- 3) 再生利用が可能な技術であること。

## (3) 評価基準

提出する書類には、下記①～③の各評価基準について、新技術を客観的に評価する方法、証明する方法等を記載すること。

なお、比較する既存の舗装はアスファルト合材によるものとし、コンクリート舗装やアスファルトプラントの仮設を伴うもの等は除く。

### ①施工性

- ・施工性は、施工現場まで広域へ運搬できることに着目し、運搬可能時間を既存技術との比較により評価する。

### ②耐久性

- ・耐久性は、適切な比較対象を設定した上で、通常の道路交通に求められる耐久性の観点から、その技術を客観的に評価し、証明する方法等が示された書類により評価する。なお、LCC（建設費用を耐用年数で除した値等）は、既存技術と応募技術の両者に対して、同一条件のもとで算出し、確認できること。

### ③再生利用

- ・再生利用は、提案する材料が将来再生利用できることを示す書類により評価する。

#### (4) 応募技術の条件等

- 1) 応募する技術は、一定の規模を有する新規の舗装工事、あるいは基層、表層のアスファルト混合物の打ち換え工事等に用いる技術とし、緊急補修時の技術（ポットホール穴の埋めやひび割れ箇所への充填のような局所的な補修工事に用いる技術）は除くものとする。
- 2) 応募する技術について、その技術を客観的に評価する方法、証明する方法等が示された書類を必ず添付すること。
- 3) 現在開発中の技術についても応募可能であるが、その場合においても新技術の成立性、現場適応性を裏付ける資料を添付すること。
- 4) 応募技術の内容を技術公募の評価実施者及びその指示を受けた補助者に対して、開示しても問題ないこと。
- 5) 技術内容、試験結果のデータ等について公表することに対して問題ないこと。
- 6) 応募技術等に係わる特許等の権利について問題が生じないこと。
- 7) 「3. 応募資格等」を満足すること。

### 3. 応募資格等

応募者は、以下の4つの条件を満足するものとする。

- (1) 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」、「民間企業」であること。  
なお、行政機関\*、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同研究者として応募することができるものとする。  
※「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。
- (2) 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する者であること。
- (3) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。  
並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれらに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. 応募方法

##### (1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、提出方法はe-mailまたは郵送、持参によるものとする。

##### (2) 提出（郵送）先

e-mail : was-as@jice.or.jp

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル9階

一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ

広域安定供給可能なアスファルト舗装技術公募担当宛

#### 5. 公募期間

令和3年7月28日（水）～ 令和3年9月28日（火）

（郵送の場合は、締切日当日必着とする。）

#### 6. ヒアリング

提出された応募資料で不明な箇所がある場合は、追加の資料の提出やヒアリング等を実施することがある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、実施時期、方法及び内容等について別途通知する。

#### 7. 技術の選定に関する事項

##### (1) 選定にあたっての前提条件

応募資料及びヒアリング等に基づき、以下の事項を確認の上、選定する。

- 1) 公募技術、応募資格等に適合していること。
- 2) 技術の検証にあたり安全性等に問題がないこと。
- 3) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 4) 応募する技術が既に現場において適用されていること、あるいは応募する技術の成立性、現場適用性が明確であること。

なお、選定された技術は、応募技術の優位性、対象現場への適用性、制約条件等を踏まえ、現場実証を行うことがある。

(2) 選定結果の通知、公表

応募者に対して選定結果を文書で通知する。また、選定された技術については応募者と内容を協議した上、国土交通省ホームページ上で公表することがある。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

(4) 現場実証

選定された技術について、以下の事項を考慮して現場実証を行うことがある。

- 1) 現場実証は、応募技術の優位性、対象現場への適用性、制約条件等、および応募資料を踏まえて応募者と協議の上、実施する。
- 2) 現場実証のうち施工においては、応募者と各発注者との間で協議の上、選定された新技術を指定した上で、発注者が仕様書を作成・発注し、工事請負契約を行うものとする。
- 3) 現場実証期間中は、適切な時期に新技術活用の効果を確認するために行う調査（計測、分析及び評価）を行うものとする（複数回にわたり調査する場合を含む）。
- 4) 現場実証の詳細については、対象となる技術の応募者へ改めて通知する。

## 8. 費用負担

応募時および選定後に係る費用負担については、以下の通りとする。

- 1) 応募資料の作成、提出、リクワイヤメントに対する必要な試験、調査及び結果の提出に要する費用は、原則、応募者の負担とする。
- 2) 現場実証のうち、フィールド整備に要する費用、施工に要する費用とも国土交通省の負担とする。
- 3) 現場実証期間における計測に要する費用は、応募者の負担とする。なお、計測項目については、応募者と国土交通省で別途検討する。
- 4) 現場実証期間における分析、評価は、国土交通省が行い、分析、評価に要する費用は、国土交通省の負担とする。
- 5) 本公募要領における手続きの中止や取り消しを行った場合、それまでに応募者が負担した費用について、国土交通省は負担しないものとする。

## 9. その他

- (1) 応募資料は、技術の選定のみを使用し、それ以外の目的では使用しない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 公募内容に関する問い合わせについては、以下の通り受け付ける。

### 1) 問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル9階  
一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ  
広域安定供給可能なアスファルト舗装技術担当宛

(担当 秋山、小宮)

TEL:03-4519-5002、 FAX:03-4519-5012

E-mail: was-as@jice.or.jp

令和3年7月28日（水）～ 令和3年9月28日（火）

（土、日、休日を除く平日の9:30～17:30までとする。）

### 2) 受付方法

面談、電話、FAX、E-mail（様式自由）にて受け付ける。

以上